

2023年  
**10月**  
施行

# インボイス制度 実務対策 ガイドブック

INVOICE

インボイス制度に漏れなく・確実に対応するためにやるべきことがわかる！

**TDC** トヤマデ-タセンター



OBC BUSINESS CONSULTANTS CO., LTD.

# はじめに

2023年10月からインボイス制度がよいよ始まります。

インボイス制度は、複数税率の導入後、消費税の仕入税額控除の金額を正しく計算するために導入される制度です。

インボイス制度では、**請求書の発行側(売手)と請求書の受領側(買手)の双方で対応要件が異なります。**また、インボイス制度対応は、開始前の事前準備として必要となる請求書の様式変更やシステム改修だけでなく、制度開始後の日常業務においても適格請求書の確認業務が発生するため、**事前準備と制度開始後の業務を分けてやるべきことを確認**しておく必要があります。

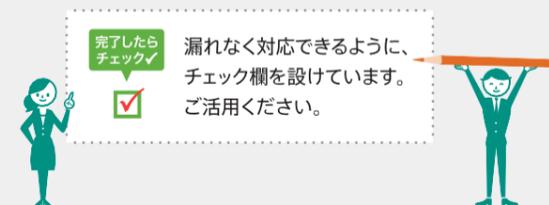
本ガイドブックでは、請求書の発行側(売手)と受領側(買手)の双方において、事前準備と日常業務に分けて必要最低限のやるべきことをピックアップしています。また、インボイス制度では適格請求書については電子データ(PDFなど)での交付や保存もできるようになるため、これを機にペーパーレス化を進めるためのポイントも併せてご紹介します。

インボイス制度に漏れなく確実に対応するために、本ガイドブックをぜひご活用ください。

インボイス制度対応を万全にするために

## 5つのポイントで紹介

- 1 何をやらないといけないのかわかる
- 2 実務での対応方法・運用がわかる
- 3 なぜやらないといけないのか理由を解説
- 4 奉行シリーズ<sup>※</sup>の対応・運用がわかる
- 5 よくあるQ&Aで疑問を解決できる



※各ページに記載されている対応製品は、奉行クラウドは「〇〇奉行クラウド」、奉行11 / 奉行10は「〇〇奉行」で表記しています。

## index

### 請求書発行(売手側)

- ・事前準備 ..... P04
- ・日常業務 ..... P14

### 請求書受領(買手側)

- ・事前準備 ..... P16
- ・日常業務 ..... P21

### Q&A ..... P23

## | 監修者紹介 |



### PROFILE

加藤 幸人(かとう ゆきと)

アクタス税理士法人 代表社員

税理士、公認会計士、社会保険労務士など約210名で構成するアクタスグループの代表を務める。

税理士は「接客・サービス・コンサル業」であるという考えのもと、徹底してお客様の立場で考えて、経営的視点でのコンサルティングに取り組む。

※本ガイドブックは、適格請求書発行事業者になることを前提にしております。  
※2022年12月19日時点の情報に基づいて制作しています。  
※奉行シリーズの対応についての情報はサポートセンターにお問い合わせください。

## 請求書の発行側(売手側)

請求書の発行側(売手側)がやるべきことを、  
事前準備と制度開始後の日常業務に分けて確認しましょう。

### 事前準備

- 01 適格請求書発行事業者の登録申請
- 02 既存システムで適格請求書を発行できるのか確認
- 03 適格請求書の記載要件をどの書類で満たすのかを決定
- 04 消費税額の端数処理方法を決定
- 05 既存システムで適格返還請求書を発行できるのか確認
- 06 適格請求書の交付方法を決定
- 07 適格請求書の写しの保存方法を決定
- 08 取引先に登録番号や適格請求書の交付方法などを通知
- 09 【免税事業者向け】適格請求書発行事業者になる方法※  
※免税事業者の方は09からご確認ください。
- 10 システムの設定を変更

### 日常業務

- 11 適格請求書を交付
- 12 適格請求書の写しを保存

## 01 適格請求書発行事業者の登録申請

完了したら  
チェック✓

- ✓ **2023年3月31日までに**  
税務署へ「適格請求書発行事業者の登録申請」を提出しましょう

インボイス制度が開始される2023年10月1日から適格請求書を発行できるようにするためには、2023年3月31日までに納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

- ✓ **e-Taxまたは郵送のどちらで登録申請を行うのか決めましょう**  
登録申請手続きの方法は、e-Taxと郵送の2通りあります。  
e-Taxでの登録申請は、郵送に比べて登録手続きを早く完了できるなどのメリットがあります。

- **e-Taxによる申請** 推奨  
パソコンやスマートフォン等から、e-Taxによる電子申請を行いましょう。郵送による申請に比べて登録通知をデータで早く受け取ることができます。また、登録通知の際に取得できるPDFデータを利用することで、取引先への登録番号通知を手間なく行うことができます。

- **郵送による申請**  
e-Taxが利用できない場合は、国税庁サイトから登録申請書をダウンロードして、所轄のインボイス登録センターに郵送で提出しましょう。郵送での提出先は、下記サイトから確認しましょう。

郵送での  
提出先

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice\\_yuso.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_yuso.htm)

※困難な事情により、2023年3月31日までに登録申請書を提出できなかった場合  
2023年9月30日までにその困難な事情を登録申請書に記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けることで2023年10月1日に登録を受けたこととみなされます。  
なお、令和5年度税制改正において登録申請書に「困難な事情」を記載しなくとも、2023年4月以降に登録申請を可能とする措置が検討されています。

- ✓ **税務署から登録通知を受け取った後、自社の登録番号を確認しましょう**

申請後、税務署による審査が通ると、登録申請を行った方法に応じて通知がされます。  
登録通知を受け取った後、適格請求書に記載するために自社の登録番号を確認しましょう。

- ✓ **e-Taxで申請した場合は、e-Tax上で確認しましょう**  
申請後、約3週間後を目安にe-Tax上で登録通知が届きます。  
登録通知書のデータをPDFでダウンロードすることも可能です。

- ✓ **郵送で申請した場合は、届いた書面を確認しましょう**  
申請後、約1か月半後を目安に書面で登録通知が届きます。  
※登録通知が届くまでの日数は変動する可能性があります。

## 02 既存システムで適格請求書を発行できるのか確認

完了したら  
チェック✓

- ✓ システムを使って請求書や納品書を発行している場合は、ご利用中のシステムが適格請求書の発行に対応するのか確認しましょう

システムを利用して請求書や納品書を発行している場合は、システムにおける対応可否の確認が必要です。まずは、ご利用中のシステム（販売管理システムなど）が、適格請求書の発行に対応するのかと併せて、下記の事項について確認しましょう。

### 確認内容

- ・対応時期はいつなのか
- ・対応するにあたり費用が発生するのか
- ・どのような設定作業が必要なのか
- ・適格請求書に対応するのはどの書類か

- ✓ 適格請求書の発行に対応しない場合は、対応するシステムの導入を検討しましょう

ご利用中のシステムが適格請求書を発行できない場合、2023年10月までにインボイス制度に対応した業務環境を整備するためにも、早急に適格請求書を発行できるシステムの導入を検討しましょう。

- ✓ 取引先と請求書の様式を取り決めている場合は、取引先に様式の変更がないか確認しましょう

適格請求書の記載要件を満たすために様式を変更する場合は、システムの設定変更が必要となるため、早めに変更の有無と、変更内容を確認しておきましょう。

### 奉行シリーズでの対応

#### 奉行シリーズでは、適格請求書を発行できるプログラムを2023年1月に提供します

ご利用中の奉行サブライ<sup>※</sup>やオリジナルフォームも適格請求書の発行に対応します。

※奉行サブライの変更はありません。

#### 対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 03 適格請求書の記載要件をどの書類で満たすのかを決定

完了したら  
チェック✓

- ✓ 適格請求書の記載要件をどの書類で満たすのかを決定しましょう

適格請求書の記載要件である「税率ごとに区分した消費税額等」「適用税率」「登録番号」をどの書類で満たして交付するのか、下記の3パターンから選択して決定しましょう。なお、適格請求書は一つの書類のみで全ての記載事項を満たす必要はなく、書類相互の関係が明確で、取引内容を正確に認識できる場合は、複数の書類に記載された事項により適格請求書の記載事項を満たすことができます。

### 記載要件を満たす書類の3パターン

- ① 請求書で適格請求書の記載要件を満たす
- ② 納品書で適格請求書の記載要件を満たす
- ③ 納品書＋請求書で適格請求書の記載要件を満たす

### 奉行シリーズでの対応

#### 現在発行している請求書や納品書はそのまま適格請求書の記載要件を満たすことができます

**注意** 合計請求書を発行している方はいずれかの方法で変更が必要です

現在の合計請求書では記載要件を満たすことはできません。以下のいずれかの方法を選択して適格請求書の記載要件を満たす必要があります。

#### A 納品書で適格請求書の記載要件を満たす

納品書で適格請求書の記載要件を満たし、従来通り請求合計額の確認用として合計請求書を発行しましょう。

#### B 納品書と請求書で適格請求書の記載要件を満たす

請求書の種類を「合計請求書」から「伝票請求書」に変更して請求書と納品書で適格請求書の記載要件を満たしましょう。

完了したら  
チェック✓

- ✓ 以下の手順で適格請求書を発行するための準備をしましょう

#### ① プログラムが自動でアップデートされます（奉行11/10の場合はプログラム更新作業が必要です）

2023年1月にインボイス制度に対応できるように自動アップデートされます。

#### ② 自社の登録番号を登録しましょう

プログラムのアップデート完了後、適格請求書に自社の登録番号を出力するために、税務署から通知された登録番号を入力しましょう。

#### ③ オリジナルフォームをご利用の場合は、「自社の登録番号」項目を配置しましょう

取引先指定の請求書などオリジナルフォームを利用して請求書を出力している場合は、オリジナルフォームに「自社の登録番号」項目を配置しましょう。

設定を行う時期については、P13「10 システムの設定を変更」をご覧ください

#### 対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 04 消費税額の端数処理方法を決定

完了したら  
チェック✓

- 商品などの取引明細ごとに消費税額の端数処理を行っている場合は、**端数処理の方法を下記2つのいずれかに変更しましょう**

インボイス制度では、1枚の適格請求書につき税率ごとに1回だけ端数処理ができます。商品などの取引明細ごとに消費税額の端数処理を行うことは認められないため、端数処理の方法を下記2通りのいずれかに変更する必要があります。

- 請求書の合計金額に税率をかけて消費税額を算出して端数処理を行う。
- 納品書の合計金額に税率をかけて消費税額を算出して端数処理を行う。

※税抜の場合



※②の場合、納品書に税率・税額を記載しましょう

- 端数処理を変更する必要がある場合は、**システムの端数処理の設定変更方法を確認しましょう**

消費税の端数処理方法を変更する必要がある場合は、システム設定の変更方法と併せて、設定変更を行うタイミングも確認しておきましょう。

### 奉行シリーズでの対応

奉行シリーズでは、上記①②の端数処理方法に対応できます

完了したら  
チェック✓

- 消費税の端数処理の方法にて「明細単位」を選択している場合は、**端数処理の方法を「請求書単位」または「納品書単位(伝票単位)」に変更しましょう**

すでに「請求書単位」または「納品書単位(伝票単位)」に設定している場合は、変更不要です。設定を行う時期については、P13「10 システムの設定を変更」をご覧ください。

#### 対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 05 既存システムで適格返還請求書を発行できるのか確認

完了したら  
チェック✓

- システムが適格返還請求書の発行に対応するのか確認しましょう

現在ご利用中のシステムにおいて、返品や値引きなど行った場合に必要となる適格返還請求書を発行できるのか、下記の事項について確認しましょう。

### 確認内容

- ・対応する時期はいつか
- ・対応するにあたり費用が発生するのか
- ・どちらの形式で適格返還請求書を発行できるのか  
(適格返還請求書を単独で発行、または適格請求書と適格返還請求書をまとめて発行)
- ・どのような設定作業が必要なのか
- ・適格請求書を発行するために入力作業が変わるのか、別途操作が必要となるのか

- 適格返還請求書が発行できるシステムの導入を検討しましょう

適格返還請求書を都度手作業で作成し発行すると、業務負担が増すことが想定されます。システムを活用して発行できるようにしておきましょう。

### 奉行シリーズでの対応

奉行シリーズは、適格返還請求書を発行できるプログラムを**2023年1月**に提供します

- 適格返還請求書の記載要件を満たしたうえで、従来と同様に売上請求書(適格請求書)にまとめて発行できるようになります

#### 対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

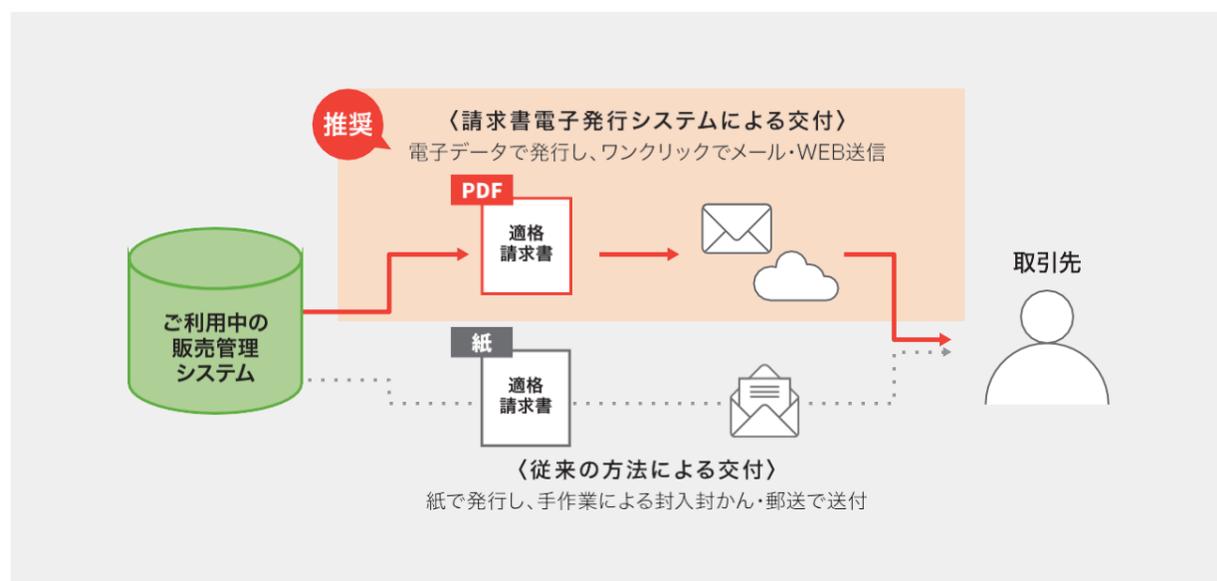
## 06 適格請求書の交付方法を決定

完了したら  
チェック✓

### ✓ 適格請求書を紙で交付するだけでなく電子データ(PDFなど)で交付する方法も検討しましょう

従来通り、紙で交付する方法だけでなく電子データでの交付も認められています。電子データで交付することによって、紙の印刷や封入封かん作業にかかるコストを削減できるようになります。一部の取引先だけでも電子化することで効果が得られますので、このタイミングで適格請求書を電子データで発行・送付できるシステムの利用を検討しましょう。

ご利用中の販売管理システムに請求書をデータで発行・送付する機能がついていない場合でも、請求書を電子発行する専用システムでかんたんに連携させることができるようになっています。一度検討してみましょう。



## 奉行シリーズでの対応

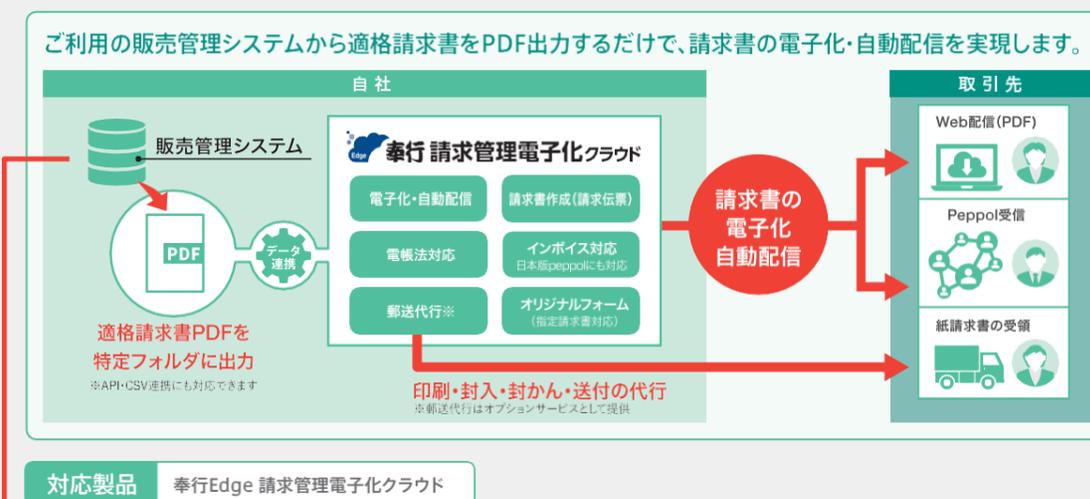
### 奉行シリーズは、適格請求書を電子データで交付できます

「奉行Edge 請求管理電子化クラウド」を使えば、販売管理システムと連携して適格請求書（請求書、納品書）を電子化し、送付作業を自動化することができます。紙による発行で必要だった印刷・仕分け・封入・封かん作業をなくし、請求書発行のペーパーレス化を実現します。また、お使いの販売管理システムに課題がある場合は、適格請求書の発行に対応する「商奉行クラウド」でインボイス制度に対応できます。

#### ● ご利用中の販売管理システムと連携し、請求書の電子発行に対応する「奉行Edge 請求管理電子化クラウド」

ご利用中の販売管理システムから出力される適格請求書をPDF化すれば、請求データとして自動で取り込むことができるため、簡単に電子データで交付できるようになります。Web配信、メール添付、デジタルインボイス(peppol)、郵送に対応しており、取引先に応じた方法で適格請求書を交付できます。

奉行 請求管理電子化クラウド



#### ● インボイス制度に対応する 販売管理システム「商奉行クラウド」

現在ご利用中の販売管理システムに課題がある場合は、「商奉行クラウド」でインボイス制度に対応できます。商奉行なら適格請求書の発行や納品書をかんたんに出力できるようになります。

販売管理システム 商奉行クラウド

#### 商奉行クラウドの主な業務対応範囲と機能

見積・受注管理	・見積書発行 ・受注残管理 ・受発注処理※
売上・納品書	・納品書発行 ・粗利管理 ・税率・自動判定 ・見積・受注連携 ・在庫連携※ ・売上分析
請求書発行	・適格請求書発行 ・適格請求書自動保存 ・売掛金管理
入金・回収管理	・入金伝票 ・売掛金管理 ・銀行入金自動連携

※商奉行クラウドと連動時

#### 商奉行クラウドのインボイス対応

<b>税率自動判定</b> 商品ごとの税率種別や日付により、税率を自動判定でき、税率を意識せずに伝票登録ができます。また税率ごとの消費税集計ができ、かんたんにチェックできます。	
<b>適格請求書の発行</b> 適格請求書に必要な登録番号や税率ごとの消費税額・税率などの印字に対応します。また、オリジナルフォーム機能により、お客様が現在発行している請求書フォームを適格請求書にすることもできます。	
<b>適格請求書の自動保存</b> 発行した適格請求書の写しは7年間保存が必要です。商奉行クラウドでは、適格請求書はデータ(電磁的記録)で自動的に保存されるため、紙による保管が不要です。	

## 07 適格請求書の写しの保存方法を決定

完了したら  
チェック✓

☑ P09「06適格請求書の交付方法を決定」で決定した適格請求書の交付方法をもとに、適格請求書の写し(控え)を保存するようにしましょう

☑ 電子データで適格請求書を交付した場合は、**電子データで写しを保存**しましょう

電子帳簿保存法に基づき、電子データで発行した適格請求書は電子データで保存する必要があります。

☑ 紙で適格請求書を交付した場合も、**電子データで写しを保存**するようにしましょう

紙で交付する場合も、電子データでの保存が認められています。電子帳簿保存法の改正により、国への申請も不要になったため、まだ紙で控えを保存している方は保存場所の確保や管理工数も減ることから販売管理システム上での保存を推奨します。

☑ 電子データで保存する場合は、**システム上での保存を検討**しましょう

電子データで保存する場合は、電子帳簿保存法の要件に沿って保存する必要があります。

要件を満たすための作業負担が大きいため、請求書の写しを要件に沿って保存できるシステムの活用を推奨します。

システム上で保存する場合は、下記内容を確認しましょう。

### 確認事項

- ・電子帳簿保存法の要件を満たせるか
- ・保存するにあたって費用が発生するのか
- ・保存するためにはどのような作業が必要か

### 奉行シリーズでの対応

奉行シリーズは、適格請求書を紙、電子のどちらで発行しても、**電子帳簿保存法の要件に沿ってシステム内で写しを電磁的記録として自動保存**するため、従来のように紙で写しを保存する必要がなくなります

### 対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 08 取引先に登録番号や適格請求書の交付方法などを通知

完了したら  
チェック✓

☑ 取引先からの求めがあった場合は、自社の登録番号や適格請求書の交付方法などを回答しましょう

取引先がインボイス制度対応を進めるにあたり、自社の登録番号やどの書類を適格請求書とするのかなど、事前に確認される場合があります。全ての取引先に対して通知する必要はありません。取引先からの求めに応じて回答するようにしましょう。

### 取引先から確認される内容例

- ・自社の登録番号
- ・どの書類で適格請求書の記載要件を満たすか
- ・消費税の端数処理方法に変更はあるか
- ・適格請求書の交付方法に変更はあるか

## 09 【免税事業者向け】適格請求書発行事業者になる方法

免税事業者向けの確認内容となります。

確認後、P05「02 既存システムで適格請求書を発行できるのか確認」～P11「07 適格請求書の写しの保存方法を決定」までを行ってください。

完了したら  
チェック✓

☑ 課税事業者と同様、税務署へ「**適格請求書発行事業者の登録申請**」を提出しましょう(詳細はP04「01 適格請求書発行事業者の登録申請」参照)

2023年10月1日から2029年9月30日までの属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けることとなった場合は、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。

☑ 消費税の計算方法については、**簡易課税制度の適用を検討**しましょう

2023年10月1日から2029年9月30日までの属する課税期間に適格請求書発行事業者の登録を受け、その課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「簡易課税制度選択届出書」をその課税期間中に提出すれば、その課税期間から適用が可能となります。

☑ 税務署から登録通知を受け取った後、**自社の登録番号を確認**しましょう(詳細はP04「01 適格請求書発行事業者の登録申請」参照)

申請後、税務署から登録通知を受け取った後、適格請求書に記載するために自社の登録番号を確認しましょう。

☑ 必要に応じて、取引先に**自社の登録番号と適格請求書の交付方法を連絡**しましょう

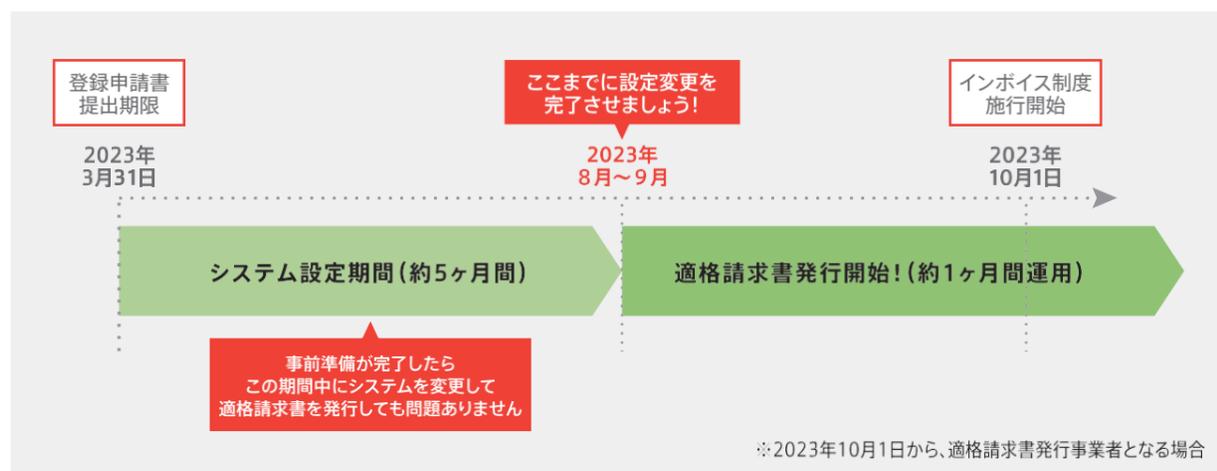
自社の登録番号やどの書類を適格請求書とするのかなど、取引先からの求めに応じて通知するようにしましょう。

## 10 システムの設定を変更

完了したら  
チェック✓

- ✓ 制度開始の1か月ほど前にシステムの設定の切り替えを行い、**適格請求書を発行できる状態にすることをお勧めします**

施行日2023年10月1日から適格請求書発行事業者であることが決まった場合には、施行日の前でも適格請求書を発行することが認められています。制度開始後に問題なく適格請求書を発行できる状態にするために、制度開始の1か月ほど前（2023年8～9月頃）までにはシステムの設定を変更することを推奨します。



※2023年10月1日から、適格請求書発行事業者となる場合

- ✓ 発行する請求書が**適格請求書の記載要件を満たしているか確認**しましょう

発行する請求書が適格請求書の記載要件を満たしているのか、念のため事前に確認しましょう。適格請求書としての記載要件を満たしていなかった場合、修正して取引先に再度交付するなどの手間が生じます。

### 奉行シリーズでの対応

完了したら  
チェック✓

- ✓ 上記スケジュールに基づいてシステム設定する時期を決定し、事前準備のP06「03 適格請求書の記載要件をどの書類で満たすのかを決定」～P11「07 適格請求書の写しの保存方法を決定」までの設定を行きましょう

対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 11 適格請求書を交付

完了したら  
チェック✓

- ✓ システムを利用して**適格請求書を交付**しましょう

システムを利用して適格請求書を発行し、取引先に交付しましょう。

### 奉行シリーズでの対応

日常業務において操作方法に変更はありませんので、ご安心ください  
従来通りの方法で、請求書または納品書を発行しましょう

対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 12 適格請求書の写しを保存

完了したら  
チェック✓

- ✓ 交付した**適格請求書発行の写しをP11「07 適格請求書の写しの保存方法を決定」**で決めた方法で保存しましょう

システムを利用して適格請求書を交付の都度、その写しをP11「07 適格請求書の写しの保存方法を決定」で決定した電子データ・電磁的記録で保存しましょう。

### 奉行シリーズでの対応

完了したら  
チェック✓

- ✓ 奉行シリーズを利用して**適格請求書の写しを電子データ・電磁的記録で保存**できます

請求書を発行すると、控えが自動保存されるため、保存のための特別な作業は不要です。

- 商奉行をご利用の場合  
交付した適格請求書の写しを、商奉行内でのデータ（電磁的記録）で自動保存します。
- 奉行Edge 請求管理電子化クラウドをご利用の場合  
販売管理システムで発行した適格請求書のPDFデータを奉行Edge 請求管理電子化クラウド内でPDFのまま自動保存します。

対応製品

・商奉行クラウド ・商蔵奉行クラウド ・債権奉行クラウド Sシステム ・奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
・商奉行 ・商蔵奉行 ・債権管理Proオプション

## 請求書の受領側(買手側)

請求書の受領側(買手側)がやるべきことを、**事前準備**と制度開始後の**日常業務**に分けて確認しましょう。

### 事前準備

- 01 取引先のインボイス制度対応状況を把握
- 02 免税事業者と今後の取引内容を検討
- 03 会計システムの帳簿が記載要件を満たせるか確認
- 04 受領した請求書の保存方法を決定
- 05 会計システムが「免税事業者からの課税仕入に係る経過措置」に対応するのか確認

### 日常業務

- 06 受領した請求書の記載事項を確認
- 07 受領した請求書を保存
- 08 仕訳起票

請求書の受領側(買手側) 事前準備

## 01 取引先のインボイス制度 対応状況を把握

完了したら  
チェック

- ☑ 免税事業者の取引先がいる場合など、必要に応じて**制度開始の2~3ヶ月前**を目安にインボイス制度の対応状況を確認しましょう

2023年3月31日までに登録申請書を提出することで、制度開始時点で適格請求書発行事業者として認められるため、多くの企業が2023年3月31日までに登録申請を行うと考えられます。登録申請を行った企業には、遅くとも制度開始の2~3ヶ月前(2023年7月~9月)までには登録番号が通知されていることが想定されるため、必要に応じて状況を確認しましょう。

### 確認内容

- ・適格請求書発行事業者の登録申請を行ったかどうか
- ・取引先の登録番号
- ・どの書類(請求書/納品書)を適格請求書として発行する予定なのか

- ☑ 取引先から通知された登録番号に誤りがないか、念のため「**国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト**」で確認しましょう

仕入税額控除を確実に受けられるようにするため、登録番号を収集した際は下記サイトで登録番号を確認しましょう。

国税庁インボイス制度  
適格請求書発行  
事業者公表サイト



<https://www.invoice-kohyo.nta.go.jp/>

### 奉行シリーズでの対応

奉行シリーズは、インボイス制度に対応したプログラムを**2023年1月**に提供します

プログラムの自動アップデート(奉行11/10の場合はプログラム更新作業が必要)により対応します。

完了したら  
チェック

- ☑ 取引先マスターで免税事業者の区分と、適格請求書発行事業者の登録番号を登録しましょう

初期値は「適格請求書発行事業者」で設定されているため、免税事業者の取引先がいた場合のみ、取引先マスターの区分を変更します。なお、登録番号の登録は任意です。

### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編] ・債務奉行クラウド ・固定資産奉行クラウド  
・勘定奉行 ・勘定奉行[個別原価管理編] ・勘定奉行[建設業編] ・債務管理オプション ・支払管理オプション ・固定資産奉行

## 02 免税事業者と今後の取引内容を検討

完了したら  
チェック✓

- ☑ 免税事業者（適格請求書発行事業者以外）との取引がある場合、  
インボイス制度開始後の取引について価格交渉を行うかどうかを検討しましょう

適格請求書の発行ができない免税事業者との取引は、経過措置後は仕入税額控除の対象にならないため、必要に応じて取引条件の見直しや、適格請求書発行事業者になるように依頼するなど検討しましょう。ただし、独占禁止法における「優越的地位の濫用」に抵触しないような対応が必要です。取引条件の見直しを行う際は、双方が納得した適正な見直しを行いましょう。

### 検討例①

取引価格の引き下げの交渉

問題ないと  
みなされる行為免税事業者の仕入や諸経費の支払いにかかる消費税負担を考慮し、  
双方納得の上で取引価格を設定すること問題と  
みなされる行為仕入側の都合のみで著しく低い価格を設定し、  
免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定すること

### 検討例②

課税事業者になるように依頼

問題ないと  
みなされる行為免税事業者に対し、  
課税事業者になるよう要請すること問題と  
みなされる行為「課税事業者にならなければ取引価格を引き下げる」、  
「応じなければ取引を打ち切る」などと一方的に通告すること

## 03 会計システムの帳簿が記載要件を満たせるか確認

完了したら  
チェック✓

- ☑ ご利用中の会計システムが、帳簿の記載要件に対応するかを確認しましょう

これまでの区分記載請求書等保存方式と同様、インボイス制度でも一定の記載事項を帳簿上に記載する必要があるため、会計システムで一定の記載事項に対応しているかを確認しましょう。記載事項はこれまでと同様のため、現時点で対応できている場合は確認不要です。

### 確認内容

・帳簿要件に対応できるか

総勘定元帳（仕入）				（税込経理）	
取引日 月	××年 日	摘要	税区分	金額（借方） （円）	
11	30	△△△商事（株）11月分 日用品	10%	88,000	
11	30	△△△商事（株）11月分 食料品	8%	43,200	
②		①	③	④	

※国税庁「適格請求書等保存法（インボイス制度）の手引き」（令和4年9月版）

【帳簿の記載事項】

- ① 課税仕入の相手方の氏名又は名称  
② 課税仕入を行った年月日  
③ 課税仕入に係る資産又は役務の内容  
④ 課税仕入に係る支払対価の額  
（軽減対象資産の譲渡等である旨）

・対応するにあたりどのような作業が必要か

### 奉行シリーズでの対応

仕訳帳や元帳をはじめとした帳簿において、**標準で記載要件に対応しています**  
そのため、お客様側での**設定作業は不要**です

### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編] ・蔵奉行クラウド ・債務奉行クラウド ・固定資産奉行クラウド\*  
・勘定奉行 ・勘定奉行[個別原価管理編] ・勘定奉行[建設業編] ・蔵奉行 ・債務管理オプション ・支払管理オプション ・固定資産奉行\*

※2023年7月対応予定

## 04 受領した請求書の保存方法を決定

完了したら  
チェック✓

### ☑ 受領した適格請求書の保存方法を決めましょう

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定事項を記載した帳簿と適格請求書の保存が必要となります。さらに電子取引は電子帳簿保存法への対応も必要となるため、制度対応と業務効率化の両方を考慮して保存方法を決定しましょう。

#### ☑ 電子データで受領した適格請求書は、**電子データで保存**しましょう

電子データで受領した適格請求書は、電子帳簿保存法に則り電子データで保存する必要があります。

#### ☑ 紙で受領した適格請求書は**電子データで保存**することをお勧めします

従来通り紙で保存することも認められていますが、紙と電子が混在すると業務が煩雑化することが考えられるため、「スキャナ保存制度」を活用して電子データで保存するようにしましょう。

### ☑ 電子データで保存する場合、**システム上での保存**を検討しましょう

電子データで保存する場合は、電子帳簿保存法の要件に沿って保存する必要があります。要件を満たすための作業負担が大きいため、証憑を要件に沿って保存できるシステムの活用を推奨します。システム上で保存する場合は、下記内容を確認しましょう。

#### 確認事項

- ・電子帳簿保存法の要件を満たせるか
- ・保存するにあたって費用が発生するのか
- ・保存するためにはどのような作業が必要か

### 奉行シリーズでの対応

適格請求書を紙と電子のどちらで受領した場合でも、**電子帳簿保存法の要件に沿って電子データで保存**できます

#### 奉行クラウド

##### 勘定奉行クラウド

受領した請求書を勘定奉行クラウド内で電子帳簿保存法の要件に沿って保存ができます。さらに、**証憑収集オプション**を組み合わせてご利用いただくことで、現場が受領した証憑をペーパーレス化で収集し、自動仕訳できます。

##### 蔵奉行クラウド、債務奉行クラウド

受領した納品書・請求書を伝票に添付することができます。電子帳簿保存法の要件に沿って保存するには勘定奉行クラウドが必要です。

#### 奉行11/10

##### 勘定奉行、蔵奉行

**証憑保管オプション**を利用いただくことで受領した請求書を電子帳簿保存法の要件に沿って保管できます。

#### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編] ・債務奉行クラウド※1 ・蔵奉行クラウド※1 ・蔵奉行クラウド※1  
・勘定奉行※2 ・勘定奉行[個別原価管理編]※2 ・勘定奉行[建設業編]※2 ・蔵奉行※2 ・蔵奉行※2

※1 勘定奉行クラウドと一緒にご利用いただく場合に対応 ※2 証憑保管オプションと一緒にご利用いただく場合に対応

## 05 会計システムが「免税事業者からの課税仕入に係る経過措置」に対応するのか確認

完了したら  
チェック✓

### ☑ ご利用中の会計システムが、適格請求書発行事業者以外（免税事業者や消費者等）から行った課税仕入に係る経過措置に対応するのか確認しましょう

経過措置を適用する際は、取引年月日から控除割合を判断する必要があり、手作業で行うと手間やミスに繋がる可能性があるため、なるべく自動で控除割合を判定できるシステムが望ましいです。また、帳簿においても経過措置の適用を受ける課税仕入である旨を記載する必要があるため、対応できるか確認しましょう。

#### 確認内容

- ・対応時期はいつなのか
- ・対応するにあたり費用が発生するのか
- ・仕訳起票ではどのように経過措置に対応できるのか
- ・帳簿の記載事項に対応できるのか

### 奉行シリーズでの対応

奉行シリーズでは、経過措置に対応できるプログラムを**2023年1月と7月の2回に分けて提供**します

プログラムの自動アップデート（奉行11/10はプログラム更新が必要）により、経過措置に対応します。経過措置に対応するための設定作業は不要です。

#### 奉行シリーズの経過措置対応内容

- ・免税事業者等との取引専用の税区分を追加します。
- ・仕入税額控除の控除割合を伝票日付から自動判定した上で仕訳起票します。  
※帳簿（元帳）への控除割合の出力は2023年7月に提供します。

#### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編] ・債務奉行クラウド ・固定資産奉行クラウド  
・勘定奉行 ・勘定奉行[個別原価管理編] ・勘定奉行[建設業編] ・債務管理オプション ・支払管理オプション ・固定資産奉行

## 06 受領した請求書の記載事項を確認

完了したら  
チェック✓

### ☑ 受領した請求書が適格請求書としての記載要件を満たしているかを確認しましょう

仕入税額控除を受けるためには、取引先から記載要件を満たした適格請求書を受領する必要があります。これまで受領していた請求書(区分記載請求書)に加え、下記の内容が記載されているか確認しましょう。

#### 確認内容

- ・正しい登録番号が記載されているか
- ・税率ごとに区分して合計した金額および適用税率が記載されているか
- ・税率ごとに区分した消費税額等が記載されているか

### ☑ 記載事項に誤りがあった場合は、取引先に連絡し、修正された適格請求書を再度受領しましょう

従来は記載内容に誤りがあった場合でも、自社側で手書きで修正することが認められていましたが、今後は取引先側で修正したものを再発行してもらう必要があります。

### ☑ 3万円未満の取引に関する適格請求書であっても漏れなく受領しましょう

従業員が支払った少額な経費などでも、仕入税額控除を受けるためには、適格請求書を受領し、保存しておく必要があります。

※ 令和5年度税制改正により、基準期間における課税売上高が1億円以下の企業の場合、インボイス制度開始から2029年9月30日まで(6年間)の1万円未満の課税仕入れについては、適格請求書の保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となる予定です。

## 07 受領した請求書を保存

完了したら  
チェック✓

### ☑ 受領した適格請求書を、P19「04 受領した請求書の保存方法を決定」で決定した方法で保存しましょう

記載内容を確認した適格請求書を、P19「04 受領した請求書の保存方法を決定」で決定した方法にもとづき、電子データで保存するようにしましょう。

### ☑ 適格請求書だけでなく免税事業者から受領した区分記載請求書も保存しましょう

免税事業者からの課税仕入に係る経過措置に対応するためには、区分記載請求書の保存も必要となります。適格請求書だけでなく、区分記載請求書の保存も忘れずに行いましょう。

#### 奉行シリーズでの対応

### 奉行シリーズでは、適格請求書を紙と電子のどちらで受領した場合でも、電子帳簿保存法の要件に沿って電子データで保存できます

受領した適格請求書を電子帳簿保存法の要件に沿ってクラウド上に保存ができます。保存した適格請求書は自動でリスト化されるため、確認したい場合もすぐに確認できます。

#### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編] ・債務奉行クラウド※1 ・商蔵奉行クラウド※1 ・蔵奉行クラウド※1  
・勘定奉行※2 ・勘定奉行[個別原価管理編]※2 ・勘定奉行[建設業編]※2 ・商蔵奉行※2 ・蔵奉行※2

※1 勘定奉行クラウドと一緒にご利用いただく場合に対応 ※2 証憑保管オプションと一緒にご利用いただく場合に対応

## 08 仕訳起票

完了したら  
チェック✓

### ☑ 仕入税額控除の計算を効率的に行うために、取引(請求書・納品書・領収書)ごとに仕訳を起票しましょう

受領した請求書が適格請求書かどうかによって、仕入税額控除の対象となるかが変わります。仕訳起票時に取引(適格請求書等)ごとに税区分を使い分けて起票しておくことで、仕入税額控除の計算を正しく効率的に行えます。

#### 奉行シリーズでの対応

### 取引先別に適切な税区分を自動で判定し仕訳に適用できます

取引先別に仕訳を入力することで、適切な税区分が自動で指定されます。なお、勘定奉行クラウドの場合、AI-OCRオプションとセットでご利用いただくことで、受領した適格請求書を取り込むだけで、取引先や経過措置に対する税区分が自動でセットされ、自動仕訳まで行えます。

#### 勘定奉行11/10のBシステム、シリーズ

補助科目に免税事業者専用の税区分を事前に設定しておきます。仕訳起票時に補助科目を指定すると、免税事業者専用の税区分が自動で適用されます。

#### 対応製品

・勘定奉行クラウド ・勘定奉行クラウド[個別原価管理編] ・勘定奉行クラウド[建設業編]  
・勘定奉行 ・勘定奉行[個別原価管理編] ・勘定奉行[建設業編]

# Q & A

## よくあるご質問

お客様よりいただく、よくあるご質問をご紹介します。

### 発行側(売手側)

**Q** 締め期間の合計金額のみが記載された請求書を発行している場合、適格請求書の記載要件はどのように満たしたらいいのでしょうか？

**A** 複数の書類で記載要件を満たすことができるため、合計金額のみ記載している請求書と納品書に記載事項を分けて記載することが可能です。  
その場合には、納品書と請求書の相互の関連が明確であり、適格請求書の交付対象となる取引内容を正確に認識できる方法(例えば、請求書に納品書番号を記載する、もしくは請求書に請求期間を記載するなど)で交付する必要があります。

### 発行側(売手側)

**Q** 自社が交付した適格請求書の記載事項に誤りがあり再発行した場合、修正前の適格請求書の写しも保存しておく必要がありますか？

**A** 修正前の適格請求書の写しも保存が必要です。

奉行シリーズでの対応

商奉行クラウド／奉行Edge 請求管理電子化クラウド  
修正前の適格請求書をシステム上で自動保存します。

商奉行11／10  
システム上では修正前の適格請求書を保存できないため、紙に出力した写しを保存しましょう。



### 発行側(売手側)

**Q** 軽減税率8%の適用対象となる商品の販売がない場合、8%に関する消費税額等の記載欄は設けなくても問題ないですか？

**A** 問題ありません。  
8%適用金額0円、消費税額0円といった表記は不要です。  
ただし、10%分の商品の販売については、適用税率(10%)や消費税額等の記載が必要になります。

### 発行側(売手側) 受領側(買手側)

**Q** 売掛金回収時に差し引かれた振込手数料の処理方法を教えてください。

**A** 請求書発行側(売手側)の売掛金回収時に差し引かれた振込手数料については、以下のような対応方法により、仕入税額控除を受けることができます。

**①** 請求書受領側(買手側)が「立替払をした」として処理する

請求書受領側(買手側)が、銀行に振込手数料を支払った際の「適格請求書」と、別途作成した「立替金精算書」を、発行側(売手側)が受領する。

**②** 請求書発行側(売手側)が「売上値引」として処理する

差し引かれた振込手数料相当分を売上値引きとして処理し、適格返還請求書を交付し保存する。

※令和5年度税制改正により、1万円未満の値引き等については適格返還請求書の交付は不要となる予定です。  
そのため、②の処理については帳簿のみ保存で対応が可能となる見込みです。



# Q & A

## 受領側（買手側）

**Q** 適格請求書の消費税額と、帳簿上の仮払消費税の金額が異なっても問題ないですか？

**A** 問題ありません。  
例えば、帳簿は仕入の都度、納品書単位で記帳して「仮払消費税等」を計上している場合には、帳簿上の「仮払消費税等」の金額と、月締めで作成された適格請求書記載の「消費税額等」の金額には、ズレが生じることが考えられます。

## 受領側（買手側）

**Q** 口座振替による家賃の支払いなど、取引の際に請求書や領収書が交付されていない場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどのように対応すればいいですか？

**A** 以下のいずれかの方法によって、仕入税額控除を受けるための保存要件を満たすことが可能です。

- ① 適格請求書の記載事項の一部（例えば、取引年月日以外）が記載された契約書とともに通帳（取引年月日の事実を示すもの）を合わせて保存する。
- ② 相手方から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存する。

## 受領側（買手側）

**Q** クレジットカードを利用して仕入や経費を支払った場合、クレジットカード利用明細を保存しておけば仕入税額控除は受けられるのでしょうか？

**A** クレジットカードの利用明細だけでは仕入税額控除の適用を受けることはできません。仕入税額控除の適用を受けるためには、原則として適格請求書を保存する必要があります。

なお、電子帳簿保存法に則り、クレジットカードの利用明細については要件に沿って電子保管する必要があります。

## 受領側（買手側）

**Q** 自動販売機での購入など、適格請求書の交付を受けられない場合でも、適格請求書がなければ仕入税額控除は受けられないのでしょうか？

**A** 適格請求書の交付義務が免除される3万円未満の公共交通機関の運賃や、自動販売機等からの3万円未満の商品の購入など、請求書等の交付を受けることが困難な理由がある場合、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除を受けることができます。

※令和5年度税制改正により、基準期間における課税売上高が1億円以下の企業の場合、インボイス制度開始から2029年9月30日まで（6年間）の1万円未満の課税仕入れについては、適格請求書の保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除が可能となる予定です。

## 受領側（買手側）

**Q** 発行側（売手側）から請求書は受領しておらず、受領側（買手側）が発行側（売手側）に仕入明細書を交付している場合は、どのようにすれば仕入税額控除を受けることができるのでしょうか？

**A** 受領側（買手側）が作成した仕入明細書に一定の事項を記載し保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

### 一定の記載事項

- ① 仕入明細書の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入の相手方の氏名又は名称及び登録番号
- ③ 課税仕入を行った年月日
- ④ 課税仕入に係る資産又は役務の内容
- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入に係る支払対価の額及び適用税率
- ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等

なお、相手方の確認（承諾）を受けなければ仕入税額控除の対象にはならないのでご注意ください。



インボイス制度対応システムのお悩みやご検討など、  
まずはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ

株式会社トヤマデータセンター

QRコードまたは下記リンクより  
お問い合わせフォームにお進みください  
<https://www.tdc-ict.co.jp/inquiry/>

